

2008年漁業センサス研究会開催要領

平成18年11月13日
大臣官房統計部

第1 目的

平成20年11月に予定している2008年漁業センサスの実施に当たっては、来年3月を目途に策定することとしている水産基本計画を踏まえた水産政策の展開方向や水産業の情勢変化に伴う新たなニーズ等に即し、的確かつ効率的に調査を実施する観点から見直しを行うことが課題となっている。

このため、広く外部の有識者の意見を聴取し検討を深めることを目的に、統計部長の私的研究会として2008年漁業センサス研究会（以下「研究会」という。）を設置する。

第2 研究事項

- 1 2003年（第11次）漁業センサスの統計審議会答申の指摘事項への対応
 - （1）漁業地区・漁業集落の定義及び設定基準の見直し
 - （2）漁業地域に係るコミュニティ活動や漁業集落機能等の調査の標本調査化 等
- 2 調査体系等の見直しへの対応
 - （1）漁業経営体調査で雇用労働力を把握することとし漁業従事者世帯調査を廃止
 - （2）水産物卸売業者・水産物買受人調査の廃止
 - （3）漁業集落に関する調査の廃止 等
- 3 調査の効率的実施への対応
 - （1）他計調査を自計調査に変更
 - （2）職員調査を調査員調査に変更 等
- 4 水産基本計画の見直し（平成19年3月に改定を予定）を踏まえた水産政策の展開方向や水産業の情勢変化に伴う新たなニーズ等に即した対応

第3 構成

- 1 研究会は、別紙に掲げる学識経験者、関係団体、都道府県の代表者等をもって構成する。

なお、必要に応じ構成員以外の有識者の参加を求め、説明及び意見の聴取を行うことができるものとする。
- 2 研究会に座長1名を置く。

第4 運営

- 1 研究会は、統計部長が招集する。
- 2 会議の座長は委員の互選により選任し、研究会の議事を運営する。
- 3 研究会は公開とする。ただし、研究会の運営に著しい支障があると認められる場合には、座長は研究会に諮って、非公開とすることができる。

なお、議事要旨等は、原則として公開するものとする。
- 4 研究会の庶務は、統計部経営・構造統計課センサス統計室において処理する。
- 5 この要領に定めるもののほか、研究会の運営に必要な事項は座長が研究会に諮って決定する。